

### 第33号議案

## 品川区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

後期高齢者医療における公示送達については現在、品川区公告式条例（昭和28年品川区条例第21号）に規定する掲示板に掲示して行うものとしてされているが、地方税法が改正されたことに伴い、公示送達の方法について下記のとおり見直しを行う。

#### 1. 改正概要

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）の公布により地方税法の一部が改正され、公示送達について、現行の掲示方法に加え、公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置等をとるため、品川区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正し規定を整備する。

#### 2. 施行予定日

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日

#### 3. 新旧対照表

別紙のとおり

## 品川区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">平成20年3月31日条例第10号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、品川区（以下「区」という。）が行う後期高齢者医療の事務について、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「省令」という。）その他の法令および東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年東京都後期高齢者医療広域連合条例第44号。以下「広域連合条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。</p> <p>(区において行う事務)</p> <p>第3条 区は、保険料の徴収ならびに令第2条ならびに省令第6条および第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1) 広域連合条例第16条の保険料の額に係る通知書の引渡し</p> <p>(2) 広域連合条例第17条第2項の保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付</p> <p>(3) 広域連合条例第17条第2項の保険料の徴収猶予の申請に対する東京都後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う処分に係る通知書の引渡し</p> <p>(4) 広域連合条例第18条第2項の保険料の減免に係る申請書の提出の受付</p> <p>(5) 広域連合条例第18条第2項の保険料の減免の申請に対する広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し</p>	<p style="text-align: right;">平成20年3月31日条例第10号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、品川区（以下「区」という。）が行う後期高齢者医療の事務について、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「省令」という。）その他の法令および東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年東京都後期高齢者医療広域連合条例第44号。以下「広域連合条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。</p> <p>(区において行う事務)</p> <p>第3条 区は、保険料の徴収ならびに令第2条ならびに省令第6条および第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1) 広域連合条例第16条の保険料の額に係る通知書の引渡し</p> <p>(2) 広域連合条例第17条第2項の保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付</p> <p>(3) 広域連合条例第17条第2項の保険料の徴収猶予の申請に対する東京都後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う処分に係る通知書の引渡し</p> <p>(4) 広域連合条例第18条第2項の保険料の減免に係る申請書の提出の受付</p> <p>(5) 広域連合条例第18条第2項の保険料の減免の申請に対する広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し</p>

改正後	改正前
<p>(6) 広域連合条例第19条本文の申告書の提出の受付  (7) 前各号に掲げる事務に付随する事務  (保険料を徴収すべき被保険者)</p>	<p>(6) 広域連合条例第19条本文の申告書の提出の受付  (7) 前各号に掲げる事務に付随する事務  (保険料を徴収すべき被保険者)</p>
<p>第4条 区が保険料を徴収すべき被保険者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 区の区域内に住所を有する被保険者（法第55条の規定により広域連合以外の後期高齢者医療広域連合の被保険者とされた者を除く。）</p> <p>(2) 法第55条第1項（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等に入院等をした際区の区域内に住所を有していたもの</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際区の区域内に住所を有していたもの</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った特定住所変更に係る継続入院等の際区の区域内に住所を有していたもの</p> <p>(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項および第2項の規定の適用を受け、これらの規定により区の区域内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者  （普通徴収に係る保険料の納期限等）</p>	<p>第4条 区が保険料を徴収すべき被保険者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 区の区域内に住所を有する被保険者（法第55条の規定により広域連合以外の後期高齢者医療広域連合の被保険者とされた者を除く。）</p> <p>(2) 法第55条第1項（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等に入院等をした際区の区域内に住所を有していたもの</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際区の区域内に住所を有していたもの</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った特定住所変更に係る継続入院等の際区の区域内に住所を有していたもの</p> <p>(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項および第2項の規定の適用を受け、これらの規定により区の区域内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者  （普通徴収に係る保険料の納期限等）</p>
<p>第5条 普通徴収に係る保険料の納期限は、毎月末日とする。ただし、12月にあつては、翌年の1月4日とする。</p>	<p>第5条 普通徴収に係る保険料の納期限は、毎月末日とする。ただし、12月にあつては、翌年の1月4日とする。</p>
<p>2 前項の納期限が、品川区の休日进行を定める条例（平成元年品川区条例第2号）第1条第1項に規定する品川区の休日に該当するときは、その翌日を納期限とみなす。</p>	<p>2 前項の納期限が、品川区の休日进行を定める条例（平成元年品川区条例第2号）第1条第1項に規定する品川区の休日に該当するときは、その翌日を納期限とみなす。</p>
<p>3 第1項の各納期の納付額は、年額の12分の1とする。</p>	<p>3 第1項の各納期の納付額は、年額の12分の1とする。</p>
<p>4 前項の規定により算定した納付額に100円未満の端数がある場合または</p>	<p>4 前項の規定により算定した納付額に100円未満の端数がある場合または</p>

改正後	改正前
<p>各納期に係る納付額が100円未満である場合は、その端数またはその全額は、すべて当該年度の最初の納期に係る納付額に合算するものとする。</p>	<p>各納期に係る納付額が100円未満である場合は、その端数またはその全額は、すべて当該年度の最初の納期に係る納付額に合算するものとする。</p>
<p>5 前各項の規定にかかわらず、区長は、特に必要があると認める場合は、別に納期および各納期の納付額を定めることができる。この場合において、区長は、当該被保険者または連帯納付義務者（法第108条第2項または第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。以下同じ。）に対し、その納期および納付額を通知しなければならない。</p> <p>（延滞金）</p>	<p>5 前各項の規定にかかわらず、区長は、特に必要があると認める場合は、別に納期および各納期の納付額を定めることができる。この場合において、区長は、当該被保険者または連帯納付義務者（法第108条第2項または第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。以下同じ。）に対し、その納期および納付額を通知しなければならない。</p> <p>（延滞金）</p>
<p>第6条 被保険者または連帯納付義務者は、納期限（広域連合条例第17条第1項の規定により徴収猶予の決定があったものについては、当該徴収猶予の期限とする。以下この条において同じ。）後に保険料を納付する場合であって、当該納付に係る保険料の額（以下「納付金額」という。）が2,000円以上であるときは、納付金額に、当該納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、納付金額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるときまたはその全額が1,000円未満であるときは、その端数またはその全額を切り捨てるものとする。</p>	<p>第6条 被保険者または連帯納付義務者は、納期限（広域連合条例第17条第1項の規定により徴収猶予の決定があったものについては、当該徴収猶予の期限とする。以下この条において同じ。）後に保険料を納付する場合であって、当該納付に係る保険料の額（以下「納付金額」という。）が2,000円以上であるときは、納付金額に、当該納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、納付金額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるときまたはその全額が1,000円未満であるときは、その端数またはその全額を切り捨てるものとする。</p>
<p>2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p>	<p>2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p>
<p>3 区長は、被保険者または連帯納付義務者が納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、第1項の規定による延滞金額を減免することができる。</p> <p>（公示送達）</p>	<p>3 区長は、被保険者または連帯納付義務者が納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、第1項の規定による延滞金額を減免することができる。</p> <p>（公示送達）</p>
<p>第7条 法第112条の規定において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29</u></p>	<p>第7条 法第112条の規定において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定による公示送達は、品川区公告式条例（昭和28年品川区条例第21号）第2条第2号に規定する掲示板に<u>掲示して行う</u>ものとする。</p>

改正後	改正前
<p><u>年総理府令第23号) 第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を品川区公告式条例（昭和28年品川区条例第21号）第2条第2項に規定する掲示板に掲示し、または公示事項を区の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(罰則)</p> <p>第9条 区は、被保険者、被保険者の配偶者もしくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者またはこれらであった者が、正当な理由なく法第137条第2項の規定により文書その他の物件の提出もしくは提示を命ぜられてこれに従わず、または同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、もしくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。</p> <p>第10条 区は、偽りその他不正の行為により保険料その他法第4章の規定による徴収金（区が徴収するものに限る。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。</p> <p>第11条 前2条の過料の額は、情状により、区長が定める。</p> <p>2 前2条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。</u></p> <p><u>2 改正後の第7条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(委任)</p> <p>第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(罰則)</p> <p>第9条 区は、被保険者、被保険者の配偶者もしくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者またはこれらであった者が、正当な理由なく法第137条第2項の規定により文書その他の物件の提出もしくは提示を命ぜられてこれに従わず、または同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、もしくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。</p> <p>第10条 区は、偽りその他不正の行為により保険料その他法第4章の規定による徴収金（区が徴収するものに限る。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。</p> <p>第11条 前2条の過料の額は、情状により、区長が定める。</p> <p>2 前2条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p>